第九節　未成年後見に関する審判事件

（管轄）

第百七十六条　未成年後見に関する審判事件（別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。）は、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第百七十七条　第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における未成年被後見人（第一号の審判事件にあっては、養子及び養親）について準用する。

一　養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。）

二　未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。）

三　未成年後見人の解任の審判事件（別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をいう。第百八十一条において同じ。）

四　未成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。）

五　未成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。第百八十一条において同じ。）

六　未成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第一の七十九の項の事項についての審判事件をいう。）

七　未成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。）

八　第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十二の項の事項についての審判事件をいう。第百八十条において同じ。）

（陳述及び意見の聴取）

第百七十八条　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

一　未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判　未成年被後見人（十五歳以上のものに限る。）

二　未成年後見人の解任の審判　未成年後見人

三　未成年後見監督人の解任の審判　未成年後見監督人

2　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　養子の離縁後に未成年後見人となるべき者又は未成年後見人の選任　未成年後見人となるべき者

二　未成年後見監督人の選任　未成年後見監督人となるべき者

（即時抗告）

第百七十九条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判　申立人

二　未成年後見人の解任の審判　未成年後見人

三　未成年後見人の解任の申立てを却下する審判　申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族

四　未成年後見監督人の解任の審判　未成年後見監督人

五　未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに未成年被後見人及びその親族

（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

第百八十条　第百二十一条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は未成年後見の事務の監督について、第百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一条第二号中「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」と、同条第三号中「第八百四十三条第三項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

（未成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第百八十一条　第百二十七条第一項から第四項までの規定は、未成年後見人の解任の審判事件又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第十節　扶養に関する審判事件

（管轄）

第百八十二条　扶養義務の設定の審判事件（別表第一の八十四の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者となるべき者（数人についての扶養義務の設定の申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　扶養義務の設定の取消しの審判事件（別表第一の八十五の項の事項についての審判事件をいう。）は、その扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所がその扶養義務の設定の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。

3　扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第二の九の項の事項についての審判事件をいう。）並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（同表の十の項の事項についての審判事件をいう。）は、相手方（数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（申立ての特則）

第百八十三条　扶養義務の設定の申立ては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条第二項第四号の規定による保護者の選任の申立てと一の申立てによりするときは、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

（陳述の聴取）

第百八十四条　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

一　扶養義務の設定の審判　扶養義務者となるべき者

二　扶養義務の設定の取消しの審判　扶養権利者

（給付命令）

第百八十五条　家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

（即時抗告）

第百八十六条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　扶養義務の設定の審判　扶養義務者となるべき者（申立人を除く。）

二　扶養義務の設定の申立てを却下する審判　申立人

三　扶養義務の設定の取消しの審判　扶養権利者（申立人を除く。）

四　扶養義務の設定の取消しの申立てを却下する審判　申立人

五　扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判　申立人及び相手方

六　扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判　申立人及び相手方